

# 第 1 1 次鳥獣保護事業計画

平成 2 5 年 4 月 1 日から

4 年間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

福 島 県

余 白

## 目次

はじめに	1
第1 計画の期間	1
第2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	1
1 鳥獣の保護管理	1
2 鳥獣保護区	2
3 鳥獣保護員	2
4 狩猟	2
5 その他の課題	2
第3 鳥獣の区分と保護管理の基本的な考え方	2
1 希少鳥獣	2
(1) 対象種	3
(2) 保護管理の考え方	3
2 狩猟鳥獣	3
(1) 対象種	3
(2) 保護管理の考え方	3
3 外来鳥獣等	3
(1) 対象種	3
(2) 保護管理の考え方	3
4 一般鳥獣	3
(1) 対象種	3
(2) 保護管理の考え方	3
第4 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	4
1 鳥獣保護区の指定等	4
(1) 方針	4
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	6
2 特別保護地区の指定等	6
(1) 方針	6
(2) 特別保護地区の指定等計画	8
3 休猟区の指定	8
(1) 方針	8
4 鳥獣保護区の整備等	9
(1) 方針	9

(2) 整備計画	9
第5 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	10
1 鳥獣の人工増殖	10
(1) 方針	10
(2) 人工増殖計画	11
2 放鳥獣等	11
(1) 方針	11
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	12
(3) 放獣計画	12
(4) 希少鳥獣等	13
(5) 外来鳥獣等	13
第6 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	13
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	13
(1) 許可しない場合の基本的考え方	13
(2) 許可する場合の基本的考え方	13
(3) わなの使用に当たっての許可基準	14
(4) 許可に当たっての条件の考え方	15
(5) 許可権限の市町村長への移譲	15
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	16
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	16
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	17
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	17
2 学術研究を目的とする場合	18
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	20
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	20
(2) 予察捕獲	20
(3) 鳥獣の適正管理の実施	22
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	23
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	30
4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	31
5 その他特別の事由の場合	32
6 鳥類の飼養登録	34
7 販売禁止鳥獣等の販売許可	34
第7 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に 関する事項	35

1	特定猟具使用禁止区域の指定	3 5
(1)	方 針	3 5
(2)	特定猟具使用禁止区域の指定等計画	3 5
2	特定猟具使用制限区域の指定	3 5
(1)	方 針	3 5
3	猟区設定について	3 6
(1)	方 針	3 6
4	指定猟法禁止区域	3 6
(1)	方 針	3 6
(2)	指定計画	3 6
第 8	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	3 7
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	3 7
2	実施計画の作成に関する方針	3 8
第 9	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	3 9
1	基本方針	3 9
2	鳥獣保護対策調査	3 9
(1)	方 針	3 9
(2)	鳥獣生息分布調査	3 9
(3)	希少鳥獣等保護調査	4 0
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	4 0
(5)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	4 1
3	狩猟対策調査	4 1
(1)	方 針	4 1
(2)	狩猟鳥獣生息調査	4 1
(3)	放鳥効果測定調査	4 2
(4)	狩猟実態調査	4 2
4	有害鳥獣対策調査	4 2
(1)	方 針	4 2
(2)	調査の概要	4 2
5	放射性物質モニタリング調査	4 3
(1)	方 針	4 3
(2)	調査の概要	4 3
第 10	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	4 4
1	鳥獣行政担当職員	4 4
(1)	方 針	4 4

(2) 設置計画	4 4
(3) 研修計画	4 5
2 鳥獣保護員	4 5
(1) 方針	4 5
(2) 設置計画	4 5
(3) 年間活動計画	4 6
(4) 研修計画	4 6
3 保護管理の担い手の育成	4 7
(1) 方針	4 7
(2) 研修計画	4 7
(3) 狩猟者の確保対策	4 8
4 鳥獣保護センターの設置と運営	4 8
(1) 方針	4 8
(2) 鳥獣保護センターの施設計画	4 9
5 取締り	4 9
(1) 方針	4 9
(2) 年間計画	5 0
6 必要な財源の確保	5 0
第 11 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	5 0
1 狩猟の適正管理	5 0
2 入猟者承認制度	5 0
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	5 1
(1) 方針	5 1
(2) 傷病鳥獣救護の対応	5 1
4 安易な餌付けの防止	5 1
(1) 方針	5 1
(2) 年間計画	5 2
5 動物由来感染症への対応	5 2
(1) 高病原性鳥インフルエンザについて	5 2
(2) その他の感染症について	5 2
6 鳥獣保護思想の普及	5 2
(1) 方針	5 2
(2) 事業の年間計画	5 3
(3) 野鳥の森等の整備	5 3
(4) 愛鳥週間行事等の計画	5 4
(5) 愛鳥モデル校の指定	5 4
(6) 法令の普及徹底	5 5

附則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
別紙（第1表）	鳥獣保護区の指定等計画（概要）	5 7
別紙（第2表）	既指定鳥獣保護区の更新等計画	5 8
別紙（第3表）	特別保護地区の指定等計画（概要）	6 0
別表（第4表）	既指定特別保護地区の更新等計画	6 1
別表（第5表）	特定猟具使用禁止区域の指定等計画（概要）	6 2
別表（第6表）	特定猟具使用禁止区域指定等内訳（概要）	6 3

本計画において法令等の省略は次のとおりです。

- 法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- 政令 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成18年環境省令第327号）
- 規則 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第17号）
- 基本方針 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 23 年環境省告示第 59 号）

余 白



## はじめに

鳥獣保護事業計画は、法第4条第1項の規定に基づき都道府県知事が策定する、鳥獣保護事業の実施に関する5カ年計画です。

福島県は、尾瀬や裏磐梯を始めとする優れた自然景観をもち、地域の農林業の営みが創り出す美しい里山に抱かれ、多種多様な鳥獣が人と共に息づく、自然環境に恵まれた県土です。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」といいます。）は、本県に大きな災厄をもたらしました。福島第一原子力発電所周辺は、「警戒区域・計画的避難区域・帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域」（以下「避難指示区域等」といいます。）に分断され、それぞれの区域で社会活動の制限が続いており、これらの地域では一体的な鳥獣保護事業の実施そのものが大きく制限されています。

この第11次鳥獣保護事業計画では、本県が持つ豊かな自然環境の保全と、野生鳥獣の保護管理を同時に進めていきながら、東日本大震災及び原発事故で影響を受けた地域の自然環境の回復を目指し、生物多様性基本法及びその地域戦略である「ふくしま生物多様性推進計画」の理念を踏まえながら、人と野生鳥獣が共生する社会の形成を目指すものとします。

## 第1 計画の期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間とします。

## 第2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

### 1 鳥獣の保護管理

本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、ニホンザルやイノシシ、カワウなど一部の鳥獣の生息分布は拡大傾向にあり、これらの鳥獣による農林水産業や生態系、生活環境への被害が深刻となっています。

また、ツキノワグマについては異常出没等のため捕獲数が増大することがあり、地域個体群の安定的な保護を維持する対策を取る必要があります。

このため、ニホンザル、イノシシ、カワウ、ツキノワグマについては特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の管理、生息環境管理及び被害防除対策について、関係機関・団体の連携により、様々な鳥獣生息調査による野生鳥獣の生息状況の動向を把握しながら、総合的な鳥獣保護管理を実施することとします。

なお、対策に当たっては、ニホンザル、ツキノワグマ等が県境を越え広域を移動する動物であることから、隣接する県と生息状況や捕獲状況等について情報交換を行うことにより、連携した対応を行う必要があります。

こうした中、東日本大震災及び原発事故により、本県の野生鳥獣を取り巻く環境が大きく変化しました。このため、関係機関・団体や、本県が整備を進めている「環境創造センター（仮称）」（以下「環境創造センター」といいます。）と連携し、放射線モニタリング調査等による放射性物質が野生鳥獣に与える影響の評価などに取り組んでいきます。また、避難指示区域等

の一部では、十分に鳥獣被害対策が実施できない状況にあり、特にイノシシ等が増加するなど生態系にも影響を及ぼしていることから、地域の実情に応じた円滑な捕獲体制について検討を進めていきます。

## 2 鳥獣保護区

鳥獣保護区については、計画的な指定により野生鳥獣の保護を図ってきたところですが、近年、鳥獣による農林水産業被害等の拡大が懸念されています。

このため、狩猟鳥獣生息調査等により、適正な鳥獣保護区の指定について検討するとともに、必要があれば、保全事業の実施について検討することとします。

## 3 鳥獣保護員

鳥獣保護員については、狩猟取締りや鳥獣保護業務等の活動を行ってきたところですが、今後はこれらの業務に加え、鳥インフルエンザ発生時における関係機関との連携など、鳥獣の保護管理の担い手としての役割が期待されています。

このため、鳥獣保護員に対するこれらの資質の向上のための研修等を実施していく必要があります。

## 4 狩猟

狩猟は、単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、捕獲圧をかけることによる個体数調整の手段として鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしており、狩猟者はその担い手として期待されています。しかし、狩猟者の高齢化等により狩猟者登録数が減少傾向となっていることに加え、特に、原発事故由来の放射性物質の拡散により、野生鳥獣の一部に国から出荷制限等が指示されたため、今後、狩猟者の大幅な減少が危惧され、狩猟者の育成確保が緊急の課題となっていることから、これまで以上の狩猟者確保対策を検討していきます。

なお、違法捕獲や狩猟事故等が毎年発生しており、安全の確保や法令の遵守、マナーの向上等について啓発していく必要があります。

## 5 その他の課題

鳥獣の違法飼養や安易な餌付けによる馴化等の問題があり、野生鳥獣との接し方に関する普及啓発を行なっていく必要があります。

また、鳥インフルエンザなど動物由来感染症への不安が高まっており、専門的知見に基づく迅速・正確な情報提供等を行っていくことが求められています。

さらに、東日本大震災とりわけ原発事故由来の放射性物質の拡散により、本県においては狩猟者の減少などにより人と鳥獣とのあつれきが増加するおそれがあることから、野生鳥獣の生息状況を把握し、適切な対応に努めます。

# 第3 鳥獣の区分と保護管理の基本的な考え方

## 1 希少鳥獣

(1) 対象種

法第7条第6項第1号に基づき定める鳥獣、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類に該当する鳥獣、及び福島県レッドリストにおいてⅠ類、Ⅱ類に該当する鳥獣

(2) 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国による調査結果の活用や必要に応じて種ごとの生息調査等を実施し、必要があれば保護増殖事業や鳥獣保護区の指定等により種及び地域個体群の存続を図ります。

特に原発事故が鳥獣に与える影響の把握や今後の保護管理の在り方を検討するため、関係機関との連携を強化していきます。

## 2 狩猟鳥獣

(1) 対象種

法第2条第3項で規定する鳥獣

(2) 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理を図るため、必要に応じて生息状況等調査を行うほか、国による調査結果の活用や狩猟者からの聞き取り等により、生息状況の把握に努めます。

農林水産業・人的被害を発生させている鳥獣や、原発事故の影響により生息数が大きく増加している鳥獣については、有害鳥獣捕獲の推進や積極的な狩猟圧のほか、特定鳥獣保護管理計画の積極的な作成及び対策の実施により、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を組み合わせ、被害減少を図っていくこととします。

## 3 外来鳥獣等

(1) 対象種

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」といいます。）

(2) 保護管理の考え方

外来鳥獣等については、国による調査結果の活用や、鳥獣保護員及び専門家との情報共有等により、生息状況や農林水産業への被害及び生態系等への影響等について把握に努めます。

また、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除事業等を実施します。

## 4 一般鳥獣

(1) 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等以外の鳥獣

(2) 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国による調査結果の活用や必要に応じて生息状況調査等を実施し、分布動向、地域個体群の極端な増減、鳥獣による被害等の発生状況などの把握に努め、必要があれば、希少鳥獣、狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じます。

特に、生息数が著しく増加又は減少している鳥獣若しくは原発事故の影響により生息環境が大きく変化した鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画の積極的な作成及び対策の実施により、被害の防止とともに地域個体群の存続を図ります。

## 第4 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定等

#### (1) 方針

##### ア 指定等に関する中長期的な方針

本県は総面積 1,378,276ha に及び、中央に奥羽山脈、東部に阿武隈高地、西部の新潟県境に越後山脈が並行しています。このため、これらの山地により大きく三地域に分けられ、それぞれ変化に富んだ地形、気象、植生等の自然環境を有し、多種多様な野生鳥獣が生息しています。

近年の多様な生物の保全や人と自然とのふれあい等への意識の高まりから、これまでに森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地等の保護区の指定を進めた結果、第10次鳥獣保護事業計画期間終了までに、県土面積の10.9%にあたる150,690haを鳥獣保護区として指定しました。

本計画における鳥獣保護区の指定に当たっては、野生鳥獣が生態系の重要な構成要素であり、自然環境の一部として生物多様性の保全及び県民の生活に不可欠なものであるとの観点に加え、東日本大震災及び原発事故の影響で野生鳥獣を取り巻く環境が変わっている区域もあるとの認識から、鳥獣の生息状況の把握に努め、生息環境の保全の必要性を検討し、周辺地域への影響にも十分配慮しながら、区域の住民及び利害関係者との調整を図ることとします。

また、既指定鳥獣保護区については、本計画期間中に51鳥獣保護区が指定期間満了となるため、基本指針に基づき指定期間の更新に努めることとします。

なお、更新等に際して、更新等を行う区域周辺で農林水産業等の被害がある場合には、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定等に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの鳥獣保護区及び周辺地域の状況を勘案し更新等の取扱を決定します。

避難指示区域等にある鳥獣保護区については指定期間を更新することとしますが、期間満了後の更新期間にかかわらず、住民が帰還した時点で改めて鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況等を勘案しながら、指定の区域、期間などについて地域の意見を反映するよう配慮します。

#### イ 指定区分ごとの方針

##### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が高い密度で生息するなどの地域を森林鳥獣生息地の保護区として指定し、地域における生物多様性の確保に資すること

とします。

本県における森林鳥獣生息地の保護区の指定状況は、81箇所、64,263haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区は、36箇所、27,729haが該当します。これらの保護区については指定期間の更新に努めることとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの鳥獣保護区及び周辺地域の状況を勘案し更新等の取扱を決定します。

また、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、必要な地域を大規模生息地の保護区として指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資することとします。

本県における大規模生息地の保護区の指定状況は2箇所、34,068haであり、本計画期間中に指定期間満了となる保護区には該当しません。

なお、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥等の保護を図るため、渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等について必要な地域を集団渡来地の保護区として指定します。

本県における集団渡来地の保護区の指定状況は3箇所、28,510haであり、本計画期間中に指定期間満了となる保護区には該当しません。

なお、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を集団繁殖地の保護区として指定します。

本県では、集団繁殖地の保護区の指定はありませんが、今後、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある鳥獣または、これらに準ずる鳥獣の保護を図るため、これらの生息地のうち、その保護上必要な地域を希少鳥獣生息地の保護区として指定します。

本県における希少鳥獣生息地の保護区の指定状況は、1箇所、23haであり、本計画期間中に指定期間満了となるため指定期間の更新に努めることとしますが、指定期間満了日までに当該保護区及び周辺地域の状況を勘案し更新等の取扱を決定します。

なお、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間を繋ぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域、又は指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が

回復する見込みのある地域のうち必要な地域を生息地回廊の保護区として指定します。  
 本県では、生息地回廊の保護区の指定はありませんが、今後、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域や、自然とのふれあいを目的とした鳥獣の観察・保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要な地域を身近な鳥獣生息地の保護区として指定します。

本県における身近な鳥獣の生息地の保護区の指定状況は 57 箇所 23,826ha であり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区は、14 箇所、4,311ha が該当します。これらの保護区については指定期間の更新に努めることとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの保護区及び周辺地域の状況を勘案し更新等の取扱を決定します。

また、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 鳥獣保護区の指定等計画（概要）

（別表 第 1 表）（P 5 7）になります。

イ 鳥獣保護区の指定等計画（個別）

(ア) 新たな鳥獣保護区の指定計画

（第 1 表）

年 度	鳥獣保護区 指定所在地	鳥獣保護区 予定名称	指定面積	指定期間	区 分
	新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。				
合計					

(イ) 既指定鳥獣保護区の更新等計画

（別表 第 2 表）（P 5 8）になります。

**2 特別保護地区の指定等**

(1) 方 針

ア 指定等に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護

を図る必要がある地区について指定するものです。

本県では、第10次鳥獣保護事業計画期間終了までに20箇所、12,919haを指定しています。

本計画においては、既指定の特別保護地区については引き続き適切な管理を図るとともに、野生鳥獣の生息実態を把握し、特に保護を必要とする鳥獣が生息している場合には、特別保護地区として指定するよう努めます。

なお、既指定特別保護地区のうち本計画期間中に指定期間満了となるものについては、基本指針に基づき、指定期間の更新に努めることとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの特別保護地区及び周辺地域の状況を勘案し更新等の取扱を決定します。

## イ 指定区分ごとの方針

### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定します。本県における森林鳥獣生息地の保護区の指定状況は、16箇所、3,434haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区は、3箇所、199haが該当します。これらの保護区については指定期間の更新に努めることとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの特別保護地区及び周辺地域の状況について勘案し更新等の取扱を決定します。

また、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。

### (イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定します。本県における大規模生息地の保護区の指定状況は、1箇所、6,090haであり、本計画期間中に指定期間満了となる保護区には該当しません。

なお、新たな指定については、実情を勘案し必要に応じて行います。

### (ウ) 集団渡来地の保護区

集団渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定します。

本県における集団渡来地の保護区の指定状況は、1箇所、3,337haであり、本計画期間中に指定期間満了となる保護区には該当しません。

なお、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。

### (エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣、コウモリ等の繁殖を確保するために必要な中核的地区について指定します。

本県では、集団繁殖地の保護区の指定はありませんが、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

### (オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域をできるだけ広範囲に指定します。  
本県では、希少鳥獣生息地の保護区の指定はありませんが、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定します。

本県では、生息地回廊の保護区の指定はありませんが、新たな指定については、実情を勘案し、必要に応じて行います。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定します。

本県における身近な鳥獣生息地の保護区の指定状況は、2箇所、58haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区には該当しません。

なお、新たな指定については、実情を勘案し必要に応じて行います。

ウ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息や繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域として指定します。

本計画期間中の指定予定はありませんが、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(2) 特別保護地区の指定等計画

ア 特別保護地区の指定等計画（概要）

（別表 第3表）（P60）になります。

イ 特別保護地区の指定等計画（個別）

(ア) 新たに指定する特別保護地区の指定計画

本計画期間中の指定予定はありませんが、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(イ) 既指定特別保護地区の更新等計画

（別表 第4表）（P61）になります。

### 3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少しているなど狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域について指定することとなっており、本県では第9次鳥獣保護事業計画までに、可猟区の3分の1程度の面積について休猟区としての指定を行い、狩猟鳥獣の生息数の回復を図ってきたところですが、狩猟者登録件数の減少による鳥獣捕獲数の減少等に加え、市町村等から休猟区が農林水産業被害等をもたらす鳥獣の温床になっているとの意見があったこと



から、平成 18 年度に狩猟鳥獣生息調査を行った結果、特に農林水産業被害を及ぼすイノシシが休猟区で繁殖していることが確認されました。このため、農林水産業被害防止の観点から、第 10 次鳥獣保護事業計画においては、休猟区の指定を行いませんでした。

さらに、原発事故の影響より、野生鳥獣の肉から食品衛生法の基準を超えるセシウムが検出され、本県のイノシシなどの野生鳥獣には国から出荷制限等の指示が出されていることから、今後狩猟者登録件数及び狩猟による捕獲数が更に減少していくと見込まれるため、休猟区指定の目的である狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要性は薄れています。

以上のことから、本計画期間中も引き続き、休猟区の指定は行わないこととします。

なお、地域の静穏を保持する必要が生じる場合は、別途特定猟具使用禁止区域等の指定を行うものとします。

## 4 鳥獣保護区の整備等

### (1) 方針

#### ア 管理施設の整備及び巡視等の実施

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設置します。

特に、身近な鳥獣生息地の保護区については、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図る観点から、地域住民や愛鳥モデル校の協力を得ながら、巣箱等の設置を推進します。

また、鳥獣保護員を中心に、鳥獣の生息状況の把握や違法な捕獲等の防止のための巡視を計画的に実施します。

避難指示区域等にある鳥獣保護区の整備等については、再編状況を勘案しつつ、適切な時期に整備及び巡視活動を再開します。

#### イ 保全事業の実施

鳥獣保護区に指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして保全の必要があると認められる場合には、鳥獣の繁殖等に必要な保全事業の実施により、生息環境の改善に努めるものとします。

避難指示区域等にある鳥獣保護区の保全事業については、再編状況を勘案しつつ、適切な時期に保全事業を再開します。

### (2) 整備計画

#### ア 管理施設の設置

案内板や標識等は、鳥獣保護区等の新規指定及び更新に合わせて設置等を行います。

イ 利用施設の整備

(第2表)

区 分	平成25年度～平成28年度
観察路、観察舎等の管理	裏磐梯鳥獣保護区内の県設裏磐梯野鳥の森について、観察路等の整備等を行います。

ウ 調査、巡視等の計画

(第3表)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	144	144	144	144
	人数	避難指示区域等にある市町村の再編状況を勘案しながら充足します。			
管理のための調査の実施		鳥獣保護員による計画的な巡視を行い、違法捕獲等防止を図るとともに、区域内の鳥獣の生息状況や標識類の設置状況等を把握します。			

## 第5 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

### 1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

ア 希少鳥獣等

県内の絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく、保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれがある野生動植物種の生息域外保全に関する基本指針」等に沿って、必要に応じて人工増殖や営巣のための環境整備を検討します。

イ 狩猟鳥獣

生産者団体に対し、必要な情報交換を行います。

(2) 人工増殖計画

(第4表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
平成25年度 ～ 平成28年度	/		キジ ヤマドリ	生産者団体との情報交換。 なお、原発事故により出荷制限等が指示された狩猟鳥の放鳥は、指示が解除されるまでの期間、一時休止とします。	

2 放鳥獣等

(1) 方針

これまで、狩猟鳥として人気が高いキジ・ヤマドリの生息数を確保し、生物多様性の保全を図るため放鳥を行ってきましたが、原発事故で大量の放射性物質が放出されたため、野生鳥獣から放射性セシウムが検出されており、イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ及びノウサギから国が定めた食品の基準値である100ベクレルを超える放射性セシウムが検出されたことから、これらの鳥獣に出荷制限（一部区域の制限を含む）が指示されました。このため、原発事故を原因として狩猟者登録件数が減少し、キジ・ヤマドリの捕獲数が大きく減少していることから、出荷制限が指示されたキジ及びヤマドリについては、指示が解除されるまで放鳥を一時休止とします。

なお、今後放鳥を再開する場合は、以下の点に留意して行います。

ア 生息環境を考慮し放鳥する。

イ 放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況の調査に資する。

ウ 放鳥するキジが生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥類に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザ発生の際には、生産者団体等に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認の徹底等を要請するとともに、放鳥事業実施の一時的な見合わせを検討する。

## (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

## 放鳥計画

(第5表)

種類名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
キジ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。				
ヤマドリ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。				
計					

## 種鳥の入手計画

(第6表)

種類名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計	備考
	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産		
キジ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。					福島県日本 きじ・やまどり 養殖会
ヤマドリ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。					
計						

## (3) 放獣計画

哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則として放獣は行いません。

(4) 希少鳥獣等

原則として放鳥獣は行いませんが、県内の絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に野生下での個体数の回復を図る必要があるものについては、生活環境及び農林水産業、生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱、生息環境の保全、再導入個体の感染症等を慎重に見極めながら検討するものとします。

(5) 外来鳥獣等

外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣については行わないことを徹底します。

## 第6 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等（以下捕獲等という。）について、目的別の許可の基本的考え方及び方針は次のとおりとします。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲等の目的が、その後の措置と照らして明らかに異なると判断される場合。

イ 捕獲等により特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。

エ 捕獲等の実施により住民の安全の確保に支障がある場合、又は社寺境内、墓地等における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。

オ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲を行なう場合。  
ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではありません。

カ 特定猟具使用禁止区域（第7の1を参照）内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足輪を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限の捕獲等（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切な捕獲等）であつて、適正な研究計画の下でのみ行うものとします。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣における生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害等」という。）の

防止を目的とする捕獲等は、現に生じているか、又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとします。

ウ 外来鳥獣等による被害対策を目的とする場合

外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域においては、生態系に係る被害を防止し、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。

エ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るため、必要な範囲内で行うものとします。

オ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等については、原則として次の事由に該当するものを対象とします。

なお、鳥獣の愛がん飼養については、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長し鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるので、飼養を目的とした捕獲等の許可は行わないものとします。

(ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が、職務上の必要があつて捕獲等をする場合。

(イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

(ウ) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲等をする場合。

(エ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体の捕獲等をする場合。

(オ) 環境影響評価のための調査

工事等に伴う環境影響評価を行うために必要な調査のため捕獲等をする場合。

(カ) 被害防除対策のための個体追跡の目的

農林水産業被害による防除対策事業のため、個体の追跡を目的として捕獲等をする場合。

(キ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる目的として捕獲等をする場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとします。

なお、トラバサミによる捕獲は、狩猟における禁止猟法であることや錯誤捕獲があつた場合の鳥獣の損傷に配慮し、原則禁止としますが、止むを得ず行う許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、かつ衝撃緩衝器具を装着したものとします。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ 獣類のうちイノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アに加え、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。ただし、阿武隈川以東の地域で捕獲する場合の輪の径は、アによらず 15 センチメートル以内とします。

ウ 獣類のうちニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アに加え、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

エ 獣類のうちツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限りません。

オ 鳥類の捕獲を目的とする許可申請の場合

狩猟に関しては、わなを使用して鳥類を捕獲することは、法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する禁止猟法に該当することから、許可申請についても、狩猟を行う場合に準じて、原則として認めませんが、カラスを捕獲檻で捕獲する場合など、従来の捕獲実績を考慮したうえで、もっとも効果があると考えられる方法で、かつ錯誤捕獲のおそれが少なく、人に対する安全確保が図られるものについては、許可できるものとします。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等の許可の条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲等を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法等について付すものとします。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全の確保に十分配慮するものとし、必要に応じて条件を付すこととします。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

ア 有害鳥獣捕獲に係る許可については、カワウ及びニホンジカを除く狩猟鳥獣を対象とする場合の権限を市町村長に移譲します。このほか、各市町村長の要望や被害の程度、絶滅を防止する観点からの保護の必要性等を踏まえ、移譲する種について検討するものとします。

なお、ツキノワグマについては、人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ緊急を要すると認められる場合において、銃器による捕獲に限り、希望する市町村長に移譲することとします。

イ 特定鳥獣保護管理計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の個体数調整のための捕獲については、所要の手続きを経て、原則として市町村長に捕獲許可権限を移譲することとし、適切な保護管理の遂行を図るものとします。

ウ 権限の移譲に当たっては、法、規則及び本計画に従い許可事務が適正に行われるよう、県は必要に応じて市町村への指導・助言等を行うほか、捕獲状況の報告を求めるものとし

ます。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

- ア 捕獲等の実施に当たっては、県等は実施者に対し、事故の発生や錯誤捕獲の防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を行うよう指導するものとします。
- イ 捕獲従事者は、許可の内容(捕獲鳥獣、捕獲期間、捕獲方法、捕獲区域等)を十分理解し、法令違反のないようにしなければなりません。また、捕獲従事者は捕獲等を実施していることが分かるよう、腕章等を着用することとします。
- ウ 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うこととします(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できないときは、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置することとします)。
- エ ツキノワグマを錯誤捕獲するおそれのある場合においては、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状(脱出口付きの箱わなの使用など)等を工夫して、錯誤捕獲を防止するよう指導するものとします。また、錯誤捕獲された場合は、迅速かつ安全な放獣ができるよう、放獣体制等を整備しておくよう努めるものとします。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

- ア 捕獲物等については、原則として持ち帰ることとします。  
やむを得ない場合は、放置することにより鉛中毒を発生させるなど生態系に影響を及ぼさないよう適切な方法で埋設するよう指導するものとします。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、規則第19条で定められた場合を除く。)
- イ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとします。
- ウ 捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するものとします。
- エ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにすることとします。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり密猟された個体の流通を防止する観点から、毛皮や剥製等に目印標(製品タグ)を装着し、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとします。
- オ その他下記の項目について、あらかじめ申請者に十分周知を図るものとします。
  - (ア) 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないことから、放鳥獣を行うこと。また、錯誤捕獲の未然防止に資するため、錯誤捕獲があった場合には、その状況について記録し、報告するものとします。
  - (イ) 狩猟鳥獣以外においては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること。
  - (ウ) 捕獲された個体が、捕獲許可申請書への記載と異なる方法により処理された場合は、



法第9条第1項違反となる場合があること。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとします。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

県等許可権者は、鳥獣の保護管理の推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物等について、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して報告を求めるものとします。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努めます。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとします。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群の捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき捕獲数を調整するなど、適正な捕獲が行われるよう配慮するものとします。

## 2 学術研究を目的とする場合

学術研究を目的とした捕獲の許可をする場合の許可基準は、次表のとおりとします。

(第7表)

捕獲等の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
学術研究	知事	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）（ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とします。）	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。 1) 法第12条に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	(注1) 参照
標識調査 (環境省足輪を装着する場合)	知事	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にとっては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にとっては、同各1,000羽以内、その他の者にとっては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。	原則として、網、わな又は手捕とします。	

			種については、この限りではありません。				
--	--	--	---------------------	--	--	--	--

(注1) 原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 2) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものとし、原則としては幼獣への装着は認めないものとします。

また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(注2) 捕獲目的が学術研究の場合、研究の目的及び内容が次のいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めません。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

### 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

#### (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害等が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとします。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的かつ効果的な被害防除方法や狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとします。

なお、特定鳥獣保護管理計画が策定されている鳥獣については、原則として、計画に基づく個体数調整による捕獲を行なうものとします。

原発事故により生息数が増加しているおそれがあり、住民帰還の妨げや農林水産業等への被害を及ぼしているイノシシについては、当面予察捕獲等の有害鳥獣駆除を徹底して個体数を抑えるとともに、計画期間中に策定する特定鳥獣保護管理計画（第2期）に基づき、適切な個体数調整と、総合的かつ効果的な防除対策に取り組んでいきます。

#### (2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という）は、県予察表に掲げる対象種について、野生鳥獣による被害のおそれがあることから常時捕獲を行う必要があるなど、鳥獣の生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとします。

なお、予察捕獲は通常、有害捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものですが、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものであるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとします。

##### ア 県予察表

下記のとおり。

##### イ 被害発生予察地図

県予察表の被害発生地域と同地域であることから省略します。

##### ウ 予察表に係る方針等

###### (ア) 調査・検討の実施体制

予察捕獲の実施に当たっては、県等許可権者は県予察表の被害発生地域内において、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況を検討し、地域の実情にあわせ、必要に応じ学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表（以下「地区別予察表」という）を作成するものとします。

また、地区別予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産

物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとします。

(イ) 捕獲許可の方針

予察捕獲の実施にあたっての方針は以下のとおりとします。なお、以下に定めるもの以外については、第6の3の(4)の許可基準を遵守するものとします。

- ① 目的 恒常的に生じている被害の抑制
- ② 対象種 県予察表に対象種として掲げている種
- ③ 時期・期間 許可期間については、第9表及び第10表によらず、被害の内容に応じて、被害発生する前後も含めた適切な時期に、必要最小限の期間実施するものとします。
- ④ 数量 地区毎の年間捕獲頭数については、第9表及び第10表によらず、過去5カ年程度の被害の発生状況、原発事故による影響等も加味した加害鳥獣の動向及び有害捕獲数を踏まえ、適切に設定するものとします。ただし、ニホンジカについては「尾瀬の植生を保全するためのシカ対策」の捕獲目標を上限とします。
- ⑤ 対象地域 予察捕獲の対象地域は、地区別予察表の被害発生区域内とします。なお、1許可当たりの捕獲区域については、予察捕獲は加害鳥獣の威嚇・追い払い効果を期待することから、被害等の発生地域及びその隣接地等を含む必要最小限の区域とします。

(ウ) 点検等の実施方針

県等許可権者は、地区別予察表に係る被害等の発生状況について、地区別に作成する予察情報台帳を元に、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとします。

また、県は地区別の予察情報台帳を集約し、5年ごとを基本として計画の見直しを行うものとします。



ツキノワグマ	平成25年度 ～ 平成28年度		
イノシシ	平成22年度 ～ 平成26年度	<p>特定鳥獣保護管理計画に基づき、市町村や関係機関連携の下、被害等の防除対策、個体数（個体群）管理等の保護管理を適切に実施します。</p> <p>また、生息数、分布域、生息環境や被害の発生状況を定期的にモニタリングし、特定鳥獣保護管理計画にフィードバックします。</p> <p>特に原発事故の影響による個体数の増加が見込まれるため、住民帰還の妨げとなるような生活環境への被害や農林水産業への被害状況を検討しながら、平成26年度に策定します。</p>	平成22年10月に特定鳥獣保護管理計画策定
ニホンジカ	平成25年度 ～ 平成27年度	「尾瀬国立公園シカ管理方針」（平成25年3月（予定））及び「尾瀬の食生を保全するためのシカ対策」（第5期計画）に基づき、環境省、関係県、関係市町村等が連携して捕獲を中心としたシカ対策を実施します。	

#### (4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

##### ア 方針

- (ア) 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うものとします。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではありません。
- (イ) 狩猟鳥獣（ただし、県レッドデータブック掲載種であるウズラ、バン、ヤマシギ、環境省が狩猟の自粛を要請しているヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモを除く。）、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可にあつては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとします。
- (ウ) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとします。
- (エ) 外来鳥獣による被害等の防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。

- (オ) ツキノワグマ等の大型獣による人的被害が想定される緊急時等については、警察や狩猟団体等との連携のもと、迅速な対応に努めるものとします。

#### イ 許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等をする場合の基準は次のとおりとします。

#### (ア) 許可対象者

被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者並びに法第9条第8項に規定する国、地方公共団体、その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人（以下「法第9条第8項の法人」といいます。）であって、原則として、次の①から④の要件を満たす者であること。

また、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者が法人である場合には、実際に捕獲等を行う者が原則として次の①から④の要件を満たす者であること。

なお、捕獲等にあたって特に慎重に取り扱う必要があるアの(イ)に掲げる鳥獣及びツキノワグマを対象とする場合には、捕獲後に放鳥獣等の検討を行う必要があることから、原則として、許可対象者を法第9条第8項の法人に限るものとする。

#### ①-1 法定猟法により捕獲等をする場合には、その猟具に係る狩猟免許を有する者

ただし、狩猟免許を有していない者に対しても、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、許可することができるものとします。

- a 住宅及び住宅の附属建物の建物内における被害を防止する目的で、当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合
- b 農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわな（法定猟具の囲いわなの定義に準ずる）を用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合

#### ①-2 法定猟法以外の方法により捕獲等をする場合及び①-1 のただし書きの場合には、原則として次の a から c のすべての要件を満たす者。

- a 捕獲等をしようとする鳥獣の判別が可能であること。
- b 使用する猟具の取扱いができるなど、適切な捕獲等が可能であること。
- c 捕獲等をした鳥獣について適切に処置することが可能であること。

#### ② 規則第67条第2項第1号の被保険者などと同様以上の事故による損害賠償能力を備えている者

ただし、銃器以外の方法による捕獲等で、被害を受けた者が自らの管理する土地の区域内で、かつ自らが直接捕獲等をしようとするときなど、他人に対して損害賠償責任を負うおそれがない場合は除きます。



③ 当該許可に係る方法による鳥獣の捕獲等の実績がある者（ただし、①-2のaからcのすべての要件を満たす者については、この者に準じて扱うことができます。）

なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。

④ 被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者

なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。

ただし、住宅及び住宅の付属建物の建物内で小型の箱わな若しくはつき網又は手捕りの方法により捕獲等をするときなど、鳥獣の保護、住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りではありません。

また、捕獲等を行う者の数は、効率性及び安全性の向上を図る観点から必要最小限の適正な規模とし、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとします。

なお、法人のうち、法第9条第8項の法人を許可対象者とし、従事者証を交付する場合、その従事者の要件は、原則として上述の①から④の要件を満たす者であることとします。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとします。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとします。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとします。

なお、法第9条第8項の法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとします。

#### (イ) 鳥獣の種類・数

a 捕獲等対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とします。

b 特定鳥獣保護管理計画の対象地域内で特定鳥獣を捕獲する場合は、原則として個体数調整を目的とした捕獲を行うこととします。

c 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のいずれかに該当する場合のみとします。

(a) 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止することができない場合。

(b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止することができない場合。

d 捕獲は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の羽（頭、個）数（第9表、第10表）とします。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は羽（頭、個）数とします。

(ウ) 期間及び時期

a 被害が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であつて、無理なく完遂するために必要かつ適切な期間（第9表、第10表）とします。

ただし、飛行場の区域内において、航空機の安全な飛行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲等する場合等、特別な事由が認められる場合にはこの限りではありません。

b 捕獲等の対象となっている鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できるだけ避けるよう考慮すること。

c 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいいます。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査する等適切に対応するものとします。

d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めること。

(エ) 区域

a 捕獲等を実施する区域は、被害等の発生の状況に応じ、捕獲等対象鳥獣の行動圏域を踏まえ、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要最小限の区域とします。

なお、法第9条第8項の法人に対する許可以外の場合には、原則として当該許可に係る被害等を受けた者が管理する被害等の発生地域及びその隣接地等の区域内に限るものとします。

b 被害区域が広範囲におよび、複数の市町村にわたって捕獲等をする必要がある場合は、地方振興局長、関係市町村長及び関係団体等の連携により捕獲等を実施するよう努めるものとします。また、被害が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、広域的に有害鳥獣捕獲等を実施することができるよう、周辺の都道府県との連携を図るものとします。

c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとします。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとします。

特に、集団飛来地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとします。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合又は原発事故の影響で個体数が著しく増加している場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとします。

(オ) 方法

a 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については、原則としてその使用を認めません。ただし、大型獣類がわなにかかった状態で、かつ取り逃がす危険性の少ない状況の時に止めさしで使用する場合については、この限りではありません。

- b 鉛製銃弾については、法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域においては、使用しないものとします。
- c 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等にあたっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとします。
- d わなによる捕獲においては、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用することにより、結果として被害等の発生等の遠因を生じさせることのないよう注意するものとします。
- e 法第 9 条第 8 項の法人に対する許可の場合以外には、原則として、銃器以外の方法によるものとします。ただし、大型でどう猛な鳥獣の捕獲等をしようとする場合であって、止めさしにのみ銃器を使用する場合はこの限りではありません。

(第9表)

許可 権者	鳥獣の種類	許可基準			備考
		1件当たりの許可期間 の上限	1件当たりの捕獲羽 (頭)数の上限	捕獲の方法	
市	スズメ類	29日	300羽	銃器	許可日数は週単位の許可の考えに基づいており、許可した曜日が許可最終日の曜日となります。
		22日	1,000羽	網	
	カラス類	64日	200羽	銃器	
		64日	300羽	捕獲檻	
町	カルガモ	29日	50羽	銃器・網	
	キジバト	29日	20羽	銃器・網	
村	ムクドリ	29日	100羽	銃器・網	
	ヒヨドリ				
長	ノウサギ	43日	20羽	銃器	
		64日	50羽	わな	
	イノシシ	64日	必要数	銃器・わな	
	ハクビシン	43日	15頭	銃器	
		64日	30頭	わな	
	ツキノワグマ (※1)	43日	1頭(※2)	銃器	
	その他の狩猟 鳥獣(カワウ及 びニホンジカ を除く)	許可権者がその都 度定める。	左記に同じ	左記に同じ	

(※1) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ緊急を要すると認められる場合において、銃器による捕獲に限り、別に定めるところによる許可権限の移譲希望市町村長に適用します。

(※2) 親子グマについては、1件で取扱うこととします。

(第10表)

許可 権者	鳥獣の種類	許可基準			備考	
		1件当たりの許可期間 の上限	1件当たりの捕獲羽 (頭)数の上限	捕獲の方法		
県  知  事	カワラバト (ドバト)	29日	50羽	銃器・網		
	ツキノワグマ (※1)	43日	1頭(※2)	銃器		
		64日	1頭(※2)	はこわな		
	ニホンザル	43日	10頭	銃器		
		64日	20頭	はこわな		
	ニホンジカ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ トビ ウソ オナガ	許可権者がその都 度定める	左記に同じ	左記に同じ		
	その他の鳥獣	許可権者がその都 度定める	左記に同じ	左記に同じ		原則として許可しな いものとするが、やむ を得ず捕獲する場合 は、できる限り少数と すること。

(※1) 別に定めるところによる許可権限移譲希望市町村長以外の市町村において適用します。

(※2) 親子グマについては、1件で取扱うこととします。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 県等許可権者は、有害鳥獣捕獲の迅速かつ効果的な実施を図るため、被害対策の中心となる市町村等に対し、次の事項について指導等を行うものとします。

(ア) 捕獲隊の編成

イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害が深刻な地域については、その地域ごとに、捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいいます。以下同じ）を設置するなど、適正で円滑な捕獲等の実施を図ります。

また、農林水産業における鳥獣被害防止対策においては、捕獲をはじめとする被害防止活動が持続的かつ安定して行われることが重要であることから、鳥獣被害対策実施隊（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊といいます。以下同じ。）への移行を推進し、体制の強化を図ります。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来 of 取組に加え、(社)福島県猟友会との連携を進めるほか、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組についても検討します。

なお、捕獲隊の隊員には、捕獲技術の優れた者、捕獲等のために出動が可能な者を選定するほか、捕獲隊において指導を行う者には、鳥獣保護管理に関する専門的な人材を活用するよう努めます。

さらに、当該市町村単独で捕獲等の実施が困難な場合は、隣接する市町村との連携により捕獲等を実施することができるよう、広域捕獲体制の整備について検討します。

(イ) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携し、円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、関係機関団体等からなる連絡協議会の設置を図ります。

(ウ) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、鳥獣の出現状況の把握・連絡や被害対策を行なう体制の整備、防除技術の普及、効果的な取組事例の紹介、被害実態の情報提供等、的確な情報伝達と効果的な被害防止を図ります。

(エ) 有害鳥獣捕獲制度の周知

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対して有害鳥獣捕獲制度の周知徹底に努めます。

イ 県は、上述の指導等のほか、次の事項を推進するものとします。

(ア) 捕獲等に係る技術的支援

(イ) 関係機関・団体等による広域的な連絡協議会の設置

(ウ) 市町村の圏域を越えた広域捕獲体制の整備

(エ) 捕獲等に係る担い手確保

4 特定鳥獣保護管理計画（第8を参照）に基づく数の調整を目的とする場合  
 個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるものとします。

(第11表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準			備考		
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間			
特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整	知事 ※	3の(4)のイの(7)に同じ	捕獲等の数、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	①特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。 ②捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間はできるだけ避けるよう考慮すること。 ③狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査する等適切に対応するものとします。	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	3の(4)のイの(ウ)に同じ	

※ 市町村長への権限移譲について、所要の手続きを経て対応することとします。

## 5 その他特別の事由の場合

許可基準は以下の許可基準によるものとします。

(第12表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含みます。）	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。	迷入個体又はモニタリング調査のための追跡調査のための捕獲等
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含みます。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。	傷病鳥獣を放鳥獣する場合には、必要に応じて足環、電波発信器の装着を認めるものとします。
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。	
繁殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の繁殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工繁殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする繁殖の場合は対象放鳥地の個体とします。	6か月以内	原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。	網、わな又は手捕	



捕獲の目的	許可権者	許可基準				備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	
環境影響評価のための調査	知事	環境影響評価を実施しようとする者またはこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	1年以内で、必要最小限	対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる区域とし、原則として法施行規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。	鳥獣の捕獲後の措置 (7) 個体識別のため、指切り、ノーズタッグの装着等の鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 (4) 電波発信機、足蹠の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものとし、原則として幼獣への装着は認められません。
被害防除対策のための個体の追跡	知事	国または地方公共団体、理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者、法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人またはこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	1年以内で、必要最小限	必要最小限の区域とし、原則として法施行規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。	鳥獣の捕獲後の措置 (7) 個体識別のため、指切り、ノーズタッグの装着等の鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 (4) 電波発信機、足蹠の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものとし、原則として幼獣への装着は認められません。
その他公益に資すると認められる目的	知事	捕獲の目的に応じて個々に判断するものとします。				有害鳥獣捕獲等他の事由で得られた個体については、本目的に適合した事業責任者がその個体を得た場合に限り、本目的による個体の利用を認めることができます。

## 6 鳥類の飼養登録

### (1) 方針

本県では、愛がん飼養を目的とした鳥獣捕獲許可については行わないこととします。

また、鳥類の違法飼養が依然として行われていることから、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行なわれるよう、警察、市町村等と協力し普及啓発及び監視体制の強化を図ります。

### (2) 内容

県や市町村の広報誌等を活用し、飼養に関する法令の周知徹底を図るとともに、鳥獣保護員等による巡回指導を実施し、飼養の適正化に努めるものとします。

## 7 販売禁止鳥獣等の販売許可

法第 23 条により規定されている販売禁止鳥獣等の販売許可については、次のいずれにも該当する場合に許可するものとします。

(1) 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

(2) 捕獲したヤマドリが食用品として販売されることにより、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

## 第7 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下のアからウの区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとします。

なお、本計画期間中に指定期間が満了となる特定猟具使用禁止区域 114 箇所、31,621ha については、基本指針に基づき、再指定に努めることとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの特定猟具使用禁止区域及び周辺地域の状況を勘案し決定するものとします。

既指定区域については、市町村や関係団体の意見を聞きながら、近接している区域を包括して指定するなど整理統合に努めるものとします。

避難指示区域等にある特定猟具使用禁止区域についても指定期間の更新に努めることとしますが、住民の帰還の状況を踏まえ、期間満了後の更新期間にかかわらず、住民が帰還した時点で改めて区域及び周辺地域の状況等を勘案しながら、地域の意見を反映するよう配慮します。

#### ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

#### イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

#### ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

#### (2) 特定猟具使用禁止区域の指定等計画

##### ア 特定猟具使用禁止区域の指定等計画（概要）

（別表 第5表）（P62）になります。

##### イ 特定猟具使用禁止区域指定等内訳（個別）

（別表 第6表）（P63）になります。

### 2 特定猟具使用制限区域の指定

#### (1) 方針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定します。

狩猟者の集中的入猟が予想される区域など、人身や財産に対する危険防止の観点から必要に応じて指定します。

### 3 猟区設定について

#### (1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図る観点から設定を図るものです。本県においては、第8次鳥獣保護事業計画期間中の平成9年度末に郡山猟区が廃止されて以降、設定の実績はありません。

今後、可猟地域の実態や狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者育成などの観点から、必要に応じて指定を検討するものとします。

### 4 指定猟法禁止区域

#### (1) 方針

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を指定猟法と定め、当該猟法により鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものです。この趣旨に沿って、鉛製銃弾による水鳥等の鉛中毒の発生を抑制するため、区域指定を行うものとします。

本計画期間中に指定期間満了となる3箇所304haについては、引き続き指定することとし、新規指定については、各地方振興局において1箇所以上の地域指定を目標とします。

また、狩猟者に対しては本制度及び鉛製銃弾の使用自粛についての普及啓発を行います。

#### (2) 指定計画

##### ア 全体計画

(第13表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
平成25年度 ～ 平成28年度	鉛製散弾を使用した銃猟	7	500ha	候補地を選定し、順次指定を進めます。

イ 個別計画

(第14表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
平成25年度	鉛製散弾を使用した銃猟	牡丹池・松房池	63ha	H25. 11. 1～H35. 10. 31	(矢吹町)
		阿賀川	144ha	H25. 11. 1～H35. 10. 31	(会津坂下町)
		埴木崎	97ha	H25. 11. 1～H35. 10. 31	(新地町)

## 第8 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講ずることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとします。

特にイノシシについては、原発事故の影響で生息数が増加しているおそれがあることから、住民帰還の妨げとなるような生活環境への被害や、その周辺地域における農林水産業への被害を防止するため、十分に検討を進めながら、個体数調整の徹底と総合的かつ効果的な対策を実施するものとします。

(第 15 表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備 考
平成28年度	地域個体群の安定的な維持及び農林水産業被害の軽減	ニホンザル	平成25年度～平成28年度	県内一円	
平成28年度	あつれきの軽減及び地域個体群の維持	カワウ	平成25年度～平成28年度	県内一円	
平成28年度	農林水産業等や人身に対する被害の軽減と地域個体群の長期的かつ安定的な維持	ツキノワグマ	平成25年度～平成28年度	県内一円	
平成26年度	個体群の安定的な存続と農業被害の軽減	イノシシ	平成22年度～平成26年度	県内一円	

## 2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県や関係市町村、協議会等において実施計画を作成するものとします。

(第 16 表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	実施計画作成主体	備 考
(平成28年度)	地域個体群の安定的な維持及び農林水産業等被害の軽減	ニホンザル	平成25年度～平成28年度	県及び関係市町村	
	あつれきの軽減及び地域個体群の維持	カワウ		・中通り・浜通り地域カワウ協議会 ・会津地域カワウ協	

				議会	
	農林水産業等や人身に対する被害の軽減と地域個体群の長期的かつ安定的な維持	ツキノワグマ		関係市町村	
(平成26年度)	個体群の安定的な存続と農業被害の軽減	イノシシ	平成22年度～平成26年度	市町村	

## 第9 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

県内に生息する鳥獣の現況を把握し、適切な保護管理を推進するため、第10次鳥獣保護事業計画に引き続き、各種調査を必要に応じて実施します。

広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による位置情報等は、生息状況の把握につながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証に記載の情報の収集に努めます。

その他特定鳥獣については、必要に応じて、生息状況調査を実施します。

さらに、各種調査結果については、迅速かつ効率的に集積し、それら情報を保護管理に活用するよう努めます。

なお、各種調査の実施に当たっては、国土標準3次メッシュにより生息情報等を管理することとし情報の標準化を図ることとします。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

県内に生息する野生鳥獣の種類、分布状況、生息数の現状や推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じて実施します。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

##### ア 調査の概要

ツキノワグマは、人里への出没により人身被害等による住民不安や農林水産業被害などを発生させている一方で、地域個体群の維持が難しい種とされていることから、保護管理のための資料とするため、必要に応じて生息状況調査を行うほか、関係団体等との連携により、アンケート調査や聞き取り調査、捕獲報告の活用等により、生息の経年変化等の把握に努めます。

(第 17 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ツキノワグマ	平成25年度 ～平成28年度	行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行います。	県内全域	4月～11月

## (3) 希少鳥獣等保護調査

## ア 調査の概要

県内において生息数の少ない鳥獣や減少数の著しい鳥獣、開発等により生息環境が激変するおそれのある鳥獣がある場合には、必要に応じて関係団体等との連携のもと生息状況の把握に努めます。

また、把握に当たっては福島県野生動植物保護サポーターによる野生動植物の生息情報を活用するものとします。

(第 18 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
希少鳥獣	平成25年度 ～平成28年度	既存文献等を整理し、必要に応じて個体数調査を実施する。	県内全域	必要に応じ実施

## (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

## ア 調査の概要

本県に所在する、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数等の調査を実施します。

なお、最近生活環境被害や水産被害をもたらしているカワウやアオサギについても、本調査に合わせて生息数の把握を行なうこととします。



(第 19 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
渡来地の湖沼等	平成25年度 ～ 平成28年度	基準日において、種別毎に渡来数のカウント調査を実施します。	

## (5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

## ア 調査の概要

鳥獣保護区の指定効果を把握するため、必要に応じて、既指定区域や新規指定予定区域等から調査地を抽出し鳥獣の生息状況調査を実施します。

(第 20 表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備 考
鳥獣保護区	平成25年度～ 平成28年度	聞き取り調査、定点調査やラインセンサス等を実施します。	

**3 狩猟対策調査**

## (1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて実施します。

## (2) 狩猟鳥獣生息調査

## ア 調査の概要

狩猟者を対象として、アンケートや聞き取り等により、狩猟鳥獣の生息状況に関する調査を実施し、鳥獣保護管理の基礎資料とします。

(第 21 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
狩猟鳥獣全般	平成25年度 ～ 平成28年度	狩猟者への聞き取り調査や、狩猟者登録証の回収により、狩猟対象鳥獣の分布状況を把握します。	

(3) 放鳥効果測定調査

ア 調査の概要

放鳥事業の効果を確認するため、キジに標識を付けて放鳥し、回収された標識から、放鳥した区域における定着割合や生息の状況を明らかにします。

なお、キジ及びヤマドリに出荷制限の指示が出されており、指示が解除されるまで放鳥事業は一時休止とすることから、当該調査についても一時休止とします。

(第 22 表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標 識		調査方法	備 考
			標識の種類	装着数		
出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。						

(4) 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟の実態を把握するため、必要に応じて狩猟者を対象としたアンケート調査を実施し、狩猟に関する意識や出猟日数等、狩猟の実態を把握します。

(第 23 表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
狩猟鳥獣全般	平成25年度 ～ 平成28年度	狩猟者の経験年数、所持銃器、出猟日数、捕獲の種類や場所、生息環境の変化、狩猟対策への意見等についてアンケート調査を行います。	

#### 4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

鳥獣の生息状況や被害の実態等について、被害状況に応じて調査を実施し、有効な被害防除対策等を検討します。

(2) 調査の概要

被害の発生状況や被害を及ぼす鳥獣の分布、食性、繁殖状況等について、関係団体との連携により調査を実施します。

(第 24 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
イノシシ ニホンザル カワウ等	平成25年度 ～平成28年度	被害等の発生状況、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行います。	
外来鳥獣等	平成25年度 ～平成28年度	必要に応じて、被害者や行政機関からの聞き取り調査等を実施し、情報収集を行います。	

## 5 放射性物質モニタリング調査

### (1) 方針

野生鳥獣の放射性物質をモニタリングし、野生鳥獣への放射性物質の影響を把握するとともに、野生鳥獣を食用とすることがあることから、狩猟関係者や一般県民に適切な情報提供を行います。

### (2) 調査の概要

関係機関・団体との連携により、有害鳥獣捕獲、調査捕獲、狩猟による捕獲等で提供された野生鳥獣の肉の放射性核種濃度を測定するほか、捕獲場所等から生息環境等の調査及び情報収集を行います。

(第 25 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
狩猟鳥獣及び 学術的に有用 な鳥獣等	平成25年度 ～平成28年度	野生鳥獣の肉の放射性核種濃度の測定及び生息環境等の調査及び情報収集を行います。	

## 第10 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣の適正な保護管理を推進するため、地方振興局に担当職員を配置するとともに、市町村や関係機関等との連携した取り組みを進めるものとします。

また、担当職員を対象とした研修等を実施し、鳥獣保護管理に関する専門知識の向上に努めます。

#### (2) 設置計画

(第26表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
生活環境部自然保護課							1. 鳥獣事業計画の策定 2. 特定鳥獣保護管理計画の策定 3. 鳥獣の捕獲等の許可 4. 狩猟免許試験、狩猟免状の交付 5. 狩猟者登録に関すること 6. 鳥獣保護区の指定等 7. 鳥獣の保護に関する普及啓発 8. 鳥獣の救護に関すること 9. 鳥獣関係の各種調査に関すること 10. 野生鳥獣の放射線モニタリング等に関すること 11. その他
各地方振興局県民環境(県民)部							
計							

(3) 研修計画

(第 27 表)

名 称	主催	時 期	回数/年	規 模	人数	内容・目的
野生生物保護研修	国	5月	1	全国	数名	環境省が実施します。 鳥獣行政担当者として、また、司法警察員としての法と実務に関する研修
鳥獣行政担当者会議	県	5月	1	全県	80名	鳥獣保護及び狩猟行政全般の研修

2 鳥獣保護員

(1) 方針

法第 78 条に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助し、鳥獣保護区などの鳥獣保護施設の維持管理を図るため、鳥獣保護員を配置します。

鳥獣保護員は、鳥獣保護又は狩猟制度についての知識と経験及び鳥獣保護に対する熱意を有する者を任命します。

また、鳥獣保護員には、鳥獣保護区等の管理のほか、地域における鳥獣の保護管理の担い手としての役割も求められていることから、これら業務遂行のため、必要に応じて研修等の実施により資質の向上に努めるものとします。

鳥獣保護員の活動範囲は森林内も含まれ、中通りや浜通りの一部では放射線量の高い区域もあることから、避難指示区域等の再編状況も踏まえながら、活動範囲については柔軟に対応します。

(2) 設置計画

(第 28 表)

基準設置数	平成24年度末		年 度 計 画					計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	平成25年度	26年度	27年度	28年度			
90人	82人	91%	避難指示区域等にある市町村の再編状況を勘案しながら充足します。				90人	100%	



### 3 保護管理の担い手の育成

#### (1) 方針

鳥獣は、その存在自体が、人の存在の基盤である自然環境の一部を構成していることや、人々に多くの恵沢を与えていることから、その保護のため、鳥獣の生息環境の保全等の取組みに努めていくことが重要です。

しかし、一部の鳥獣が、生活環境や農林水産業に対する被害や、自然生態系に対する攪乱を与えていることに十分留意して、これらに対し適切な管理を進めていくことも必要となっています。

これら野生動物の保護管理について、科学的データに基づく対応策を検討するとともに、対策を実行する市町村等に的確な助言を行うなど、人と野生動物が共生するための仕組みづくりを進めていくこととします。そのためにも、鳥獣の生息状況の継続的な把握や、地域住民への効果的な被害防止対策の普及等の活動を行なうことができる保護管理の担い手の育成と確保を図ります。

また、狩猟者の確保は、狩猟圧による野生動物の保護管理という点で重要な役割を果たしていますが、原発事故の影響で狩猟者の大幅な減少が見込まれることから、関係団体の協力を得ながら、狩猟免許試験の更なる機会の拡大を図るとともに、新規取得予定者向けの各種講習会の実施などを検討し、狩猟者の確保に努めることとします。

#### (2) 研修計画

(第 31 表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的
野生鳥獣保護管理 技術者育成研修	国	9月 ～ 11月	1 回	全国	数名	・野生鳥獣の保護管理に関する専門的知識の習得。鳥獣管理体制の構築。
野生動物救急救命 ドクター研修会	県	通年	1 回	県内	10名～ 15名	・傷病野生鳥獣の救護に必要な実技及び法令等の研修
野生動物保護管理 のための人材育成	県	通年	数回	県内	30名	・野生動物保護管理に必要な知識及び技術等の研修

### (3) 狩猟者の確保対策

狩猟者は、野生鳥獣の捕獲等を通して、保護管理の担い手として重要な役割を果たしていますが、高齢化等による狩猟者登録数の減少が危惧されています。

このため、市町村等関係機関・狩猟団体等の協力を得ながら、狩猟実態調査等により狩猟者のニーズに応じた放鳥事業等の各種事業を実施するほか、狩猟免許の取得者の拡大や狩猟免許所持者への狩猟者登録の働きかけ等を実施し、狩猟者の確保に努めることとします。

また、法第9条第8項の法人が行う有害鳥獣捕獲における補助者の参画についても支援に努めることとします。

## 4 鳥獣保護センターの設置と運営

### (1) 方針

鳥獣保護センターは、人と野生動物が共生していく中で、人とのあつれきにより傷病を負った野生動物を救護することを目的として、昭和57年に設置されました。

鳥獣保護センターでは今後も命を救う活動を通して、身近な自然の中に野生動物という多様な命が暮らしていること、時には人と野生動物とのあつれきによって生じる不幸な状況があることをひとりでも多くの県民に伝えることにより、豊かな自然環境を回復し、さらには未来に向かってよりよい環境を創造していくための礎となる活動を行うこととします。

本来の業務に加え、開設から30年が経過して自然環境や野生動物に対する県民意識が変化するとともに、一部の野生動物の生息域が拡大し農林水産業や生活環境への被害増加が見られることに加え、平成23年3月に発生した原発事故により拡散した放射性物質のため、それらが野生動物に与える影響について、今後、長期にわたる調査が必要となりました。

このような状況の中で、鳥獣保護センターにおいては、開設当時からの目的である野生動物の救護はもとより、近年、生態系破壊の危機をもち、全国でも緊要な課題として重点的な取組みが求められる野生動物の保護管理の業務を担うこととします。また、それらの個体を通じた環境モニタリングに取り組むことで、様々な生物がつながりあって暮らし、県民の生活もその恵みに支えられている「生物多様性」の保全を目指して、人と野生動物が共生できる関係を維持するものとします。

さらには、野生動物の様々な情報を収集し、野生動物の福祉に配慮した上で環境教育に取り組み、人の都合で野生動物の管理をするのではなく、ひとりひとりの発想や行動の転換により生態系サービスを将来にわたって享受できるよう、自然と共生する社会の形成に近づく意識を広く県民に普及啓発するためにも、鳥獣保護センターが環境創造センターと一体となり、大学等の専門研究機関や市町村をはじめとする関係機関等と密接に連携しながら、中核的な施設としての機能を果たすものとします。



## (2) 鳥獣保護センターの施設計画

(第32表)

名称	年度	施設の所在地	面積	施設の規模、構造の概要	活動・運営、利用方針
福島県 鳥獣保護 センター	平成24～ 28年度	安達郡大 玉村	ha 7.45	管理棟 154㎡ 飼育舎 80㎡ 水鳥舎 40㎡ 野生復帰訓練場 126㎡ 熊檻舎 24㎡ 入院棟 81㎡	平成24年度策定の活動・運営指針に基づき、次の4つの機能の連携により「生物多様性の保全」を目指します。 1 野生動物の保護管理 2 野生動物の救護 3 環境モニタリング 4 環境教育 なお、環境創造センターとの一体化など運営体制の強化と見直しを検討するとともに、県民の施設利用や県民に対する資料や情報の提供についても整備を図ります。

## 5 取締り

## (1) 方針

鳥獣の捕獲や飼養について適正な執行を図るため、県職員、鳥獣保護員のほか、県警察当局、市町村、県猟友会等の協力を得ながら取締り等を実施します。

特に、狩猟期間中においては、猟銃の取り扱い、鳥獣保護区など捕獲禁止区域での捕獲等の違法捕獲、時間外発砲、捕獲制限や頭数違反等の取締りを重点的に行います。狩猟期間外においては、違法捕獲（密猟）、違法飼養や販売等の取締りを重点的に行います。

(2) 年間計画

(第 33 表)

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟事故防止の指導									←	→				
狩猟等の違反行為の取締り									←	→				
違法捕獲・飼養・販売等の取締り	←												→	

6 必要な財源の確保

地方税法（目的税）における狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとします。

第 11 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

1 狩猟の適正管理

本計画においては、休猟区の指定を行わないことから、可猟区における狩猟が適正に行なわれるよう、巡視や指導等を徹底します。特に各種規制区域においては、規制の目的の周知徹底を図り、狩猟違反の防止に努めます。

また、猟法の制限や狩猟規制区域等の各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとします。

2 入猟者承認制度

法第 12 条第 2 項により捕獲等の制限をしている狩猟鳥獣については、当該狩猟鳥獣による被害等が発生している等、被害対策への取り組みが必要な場合に、同条第 3 項に基づき、当該狩猟鳥獣の捕獲等について、あらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行う制度です。

本制度は、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことにより、当該特定計画がより効果的に推進されることから、特定計画の実施と合わせた活用を図るものとします。

なお、本県においては法第 12 条第 2 項による制限がないことから、本計画期間における本制度の適用はありません。

### 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

#### (1) 方針

傷病鳥獣の基本的な方針は、以下のとおりとします。

ア 救護の対象は、原則として、人間活動に由来する要因により負傷又は罹患した場合及び困難に遭遇した野生鳥獣とします。

イ 関係機関と調整を図りながら、必要に応じて農林水産業への被害を与える鳥獣や生態系に影響を与える外来種を除くこととします。

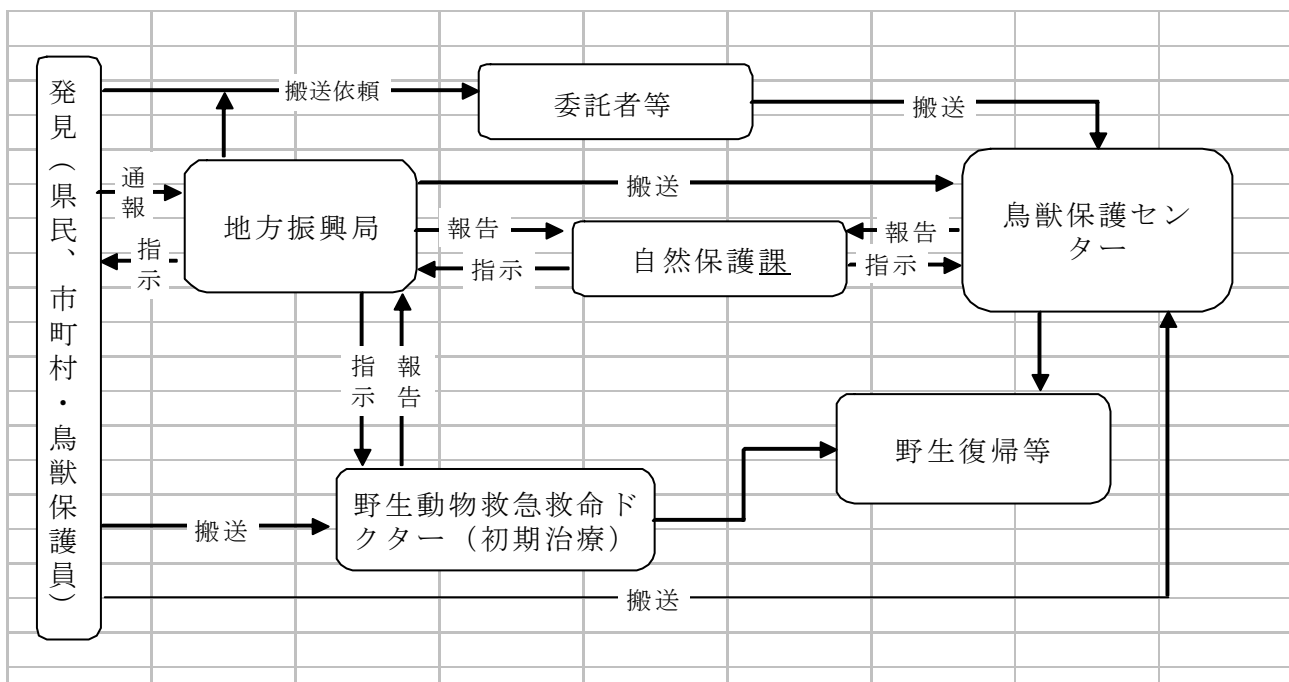
#### (2) 傷病鳥獣救護の対応

「福島県鳥獣保護センターにおける野生動物救護対応方針」に基づき、保護された傷病鳥獣については、鳥獣保護センターにおいて治療等を行い、治癒後野生復帰のためのリハビリ等を経て、野生復帰を行います。

傷病鳥獣の救護活動は、福島県野生動物救急救命ドクター等との連携により行い、野生復帰率の向上を図っていくものとします。

なお、油汚染事故発生時の救護体制については、今後関係機関と連携しながら、体制の整備等に努めることとします。

傷病鳥獣救護体制



### 4 安易な餌付けの防止

#### (1) 方針

野生鳥獣への安易な餌付けは、人馴れを生じさせ人身被害や農作物被害等を誘引することとなるほか、生態系等への影響が生じるおそれがあります。

このため、野生鳥獣への安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発等を積極的に推進します。

なお、鳥類の飛来時期、鳥獣の出生時期及び狩猟解禁前を重点実施期間とします。

(2) 年間計画

(第 34 表)

重点項目	実施期間											実施方法	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月		3 月
哺乳類、鳥類													広報誌やホームページ等により普及啓発

※ 重点実施期間 5～6月、10月中旬～11月中旬

5 動物由来感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

本県では、平成 23 年 1 月、2 月に、キンクロハジロ及びコハクチョウで高病原性鳥インフルエンザが発生しました。今後も野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、関係部局との連携体制を維持し対応するとともに、野鳥との係わりや接し方等について、ホームページ等を通じて広く県民への普及啓発を行ないます。

また、野鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生する可能性を踏まえ、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成 23 年 9 月)及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する取扱要領」、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ(死亡野鳥等調査)に関する運用マニュアル」(平成 23 年 12 月 8 日 23 環共第 846 号)に基づき、野鳥の生息状況等について調査を行うとともに、死亡野鳥のウイルス検査等を実施し、感染の早期発見及び拡大防止に努めることとします。

(2) その他の感染症について

日本は島国であり、衛生状態がよいことから、海外からのウイルス等が侵入しにくい状況となっており、これまで感染症の発生事例は少なく、感染症への抵抗力も弱いと言われています。

このため、世界的な発生状況についての情報収集に努めると共に、野生動物のウイルス保有状況や野生動物の死亡状況などの監視に努めることとします。

6 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

鳥獣の保護を推進するためには、広く県民の鳥獣保護に対する認識を深めていくことが重要であることから、引き続き野鳥の会等関係団体の協力を得ながら、愛鳥週間を中心に広報活動を行なうとともに、県ホームページの活用により、さまざまな情報発信を行ないます。



(4) 愛鳥週間行事等の計画

(第37表)

区分	平成25年度～平成28年度	備 考
愛鳥週間行事	・愛鳥週間ポスターコンクール（小・中・高等学校等） ・広報活動 愛鳥週間ポスター配布 野鳥の声テープ放送 広報誌掲載 等 ・愛鳥モデル校への情報提供等 ・鳥獣飼養等の適正化指導	

(5) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

小・中学校の児童・生徒の鳥獣の保護についての関心を高めるとともに、自主的な保護活動の促進を目的として、鳥獣保護思想の普及啓発の中心となる愛鳥モデル校を指定します。

イ 指定期間

4年間

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、野鳥の会等関係団体等との連携により、探鳥会の実施、地域に生息する鳥獣に関する学習会等の活動等を支援します。

なお、原発事故の影響により、地域によっては小中学校の活動が制限されていることから、指定に当たっては柔軟に対応します。

エ 指定計画

(第 38 表)

区分	平成25年度～平成28年度			
	再指定	新規指定	計	備考
小学校	3	2	5	
中学校	5	1	6	
合計	8	3	11	

(6) 法令の普及徹底

ア 方針

県民への鳥獣に関する法令の遵守の徹底を図るため、鳥獣の捕獲等の規制制度、飼養に関する制度、特定猟具使用禁止区域等について広報誌やホームページ等で周知徹底を図ります。

なお、鳥類の飛来時期、鳥獣の出生時期及び狩猟解禁前を重点実施期間とします。

イ 年間計画

(第 39 表)

事業内容	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の飼養及び捕獲許可 カスミ網の使用禁止 鳥獣保護区等の保護管理 適正な狩猟制度														ポスター・広報誌、鳥獣保護各種会議等	県民・小中学校児童・狩猟者等

※ 重点実施期間 鳥獣の使用及び捕獲許可 5～6月  
 カスミ網の使用禁止 5～6月  
 鳥獣保護区等の管理 10～11月  
 適正な狩猟制度 10～11月

附 則

この計画は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。



鳥獣保護区の指定等計画(概要)

(別表 第1表)

区分		鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区				
				H25	H26	H27	H28	計(B)	H25	H26	H27	H28	計(C)
森林鳥 獣生息 地	箇所	97	81					0					0
	面積(ha)	29,100	64,263					0					0
大規模 生息地	箇所		2					0					0
	面積(ha)		34,068					0					0
集団渡 来地	箇所		3					0					0
	面積(ha)		28,510					0					0
集団繁 殖地	箇所		0					0					0
	面積(ha)		0					0					0
希少鳥 獣生息 地	箇所		1					0					0
	面積(ha)		23					0					0
生息地 回廊	箇所		0					0					0
	面積(ha)		0					0					0
身近な 鳥獣生 息地	箇所		57					0	1				1
	面積(ha)		23,826					0	59				59
計	箇所		144	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	面積(ha)		150,690	0	0	0	0	0	0	59	0	0	59

区分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					本計画期間に解除又は期間満了する鳥獣保護区					計画期間中 の増減*	期間終了時 の鳥獣保護 区**
		H25	H26	H27	H28	計(D)	H25	H26	H27	H28	計(E)		
森林鳥 獣生息 地	箇所					0					0	0	81
	面積(ha)					0					0	0	64,263
大規模 生息地	箇所					0					0	0	2
	面積(ha)					0					0	0	34,068
集団渡 来地	箇所					0					0	0	3
	面積(ha)					0					0	0	28,510
集団繁 殖地	箇所					0					0	0	0
	面積(ha)					0					0	0	0
希少鳥 獣生息 地	箇所					0					0	0	1
	面積(ha)					0					0	0	23
生息地 回廊	箇所					0					0	0	0
	面積(ha)					0					0	0	0
身近な 鳥獣生 息地	箇所					0					0	0	57
	面積(ha)					0					0	59	23,885
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	150,749

既指定鳥獣保護区の更新等計画

(別表 第2表)

指定年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			指定期間	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)		
H25	身近な鳥獣生息地	信夫山	期間更新	260		260	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	身近な鳥獣生息地	浅川	期間更新	160		160	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	身近な鳥獣生息地	殿上	期間更新	75		75	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	身近な鳥獣生息地	吉ヶ平ダム	期間更新	206		206	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	母畑	期間更新	653		653	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	山橋	期間更新	486		486	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	蓬田山	期間更新	2,188		2,188	H25.11.1 ~ H35.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	大久田	期間更新	103		103	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	相川	期間更新	770		770	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	大山	期間更新	555		555	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	駒止湿原	期間更新	517		517	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	音金	期間更新	664		664	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	田代山	期間更新	487		487	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	鹿島	期間更新	320		320	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	芝山	期間更新	308		308	H25.11.1 ~ H45.10.31	
H25	森林鳥獣生息地	水石山	期間更新	1,332		1,332	H25.11.1 ~ H35.10.31	
計	(箇所数)	16	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	9,084	0	9,084		
			満了	0	0	0		
			小計	9,084	0	9,084		
H26	身近な鳥獣生息地	梁川	期間更新	611		611	H26.11.1 ~ H46.10.31	
H26	身近な鳥獣生息地	本宮	期間更新	1,630		1,630	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	身近な鳥獣生息地	小浜	期間更新	252	59	311	H26.11.1 ~ H46.10.31	
H26	身近な鳥獣生息地	慧日寺	期間更新	92		92	H26.11.1 ~ H46.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	妙見山	期間更新	407		407	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	長沼	期間更新	384		384	H26.11.1 ~ H46.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	羽鳥	期間更新	2,357		2,357	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	阿賀川	期間更新	660		660	H26.11.1 ~ H46.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	磐梯ゴールドライン	期間更新	509		509	H26.11.1 ~ H46.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	蓋沼	期間更新	975		975	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	原町	期間更新	1,621		1,621	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	山上	期間更新	586		586	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	郭公山	期間更新	795		795	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	小高	期間更新	300		300	H26.11.1 ~ H46.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	川前	期間更新	732		732	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	四倉	期間更新	1,068		1,068	H26.11.1 ~ H36.10.31	
H26	森林鳥獣生息地	湯ノ岳	期間更新	1,280		1,280	H26.11.1 ~ H36.10.31	
計	(箇所数)	17	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	14,259	59	14,318		
			満了	0	0	0		
			小計	14,259	59	14,318		

既指定鳥獣保護区の更新等計画

(別表 第2表)

指定年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			指定期間	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)		
H27	身近な鳥獣生息地	茶臼山	期間更新	8		8	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	身近な鳥獣生息地	石田ブヨメキ	期間更新	27		27	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	身近な鳥獣生息地	沢井	期間更新	167		167	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	身近な鳥獣生息地	三春	期間更新	656		656	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	身近な鳥獣生息地	西方	期間更新	162		162	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	森林鳥獣生息地	水林	期間更新	21		21	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	森林鳥獣生息地	あぶくま洞	期間更新	326		326	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	森林鳥獣生息地	埜	期間更新	275		275	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	森林鳥獣生息地	大戸嶽	期間更新	1,751		1,751	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	森林鳥獣生息地	高郷	期間更新	766		766	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	森林鳥獣生息地	柳津	期間更新	548		548	H27.11.1 ~ H47.10.31	
H27	森林鳥獣生息地	鬼ヶ城	期間更新	280		280	H27.11.1 ~ H47.10.31	
計	(箇所数)	12	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	4,987	0	4,987		
			満了	0	0	0		
			小計	4,987	0	4,987		
H28	身近な鳥獣生息地	黒岩虚空蔵	期間更新	5		5	H28.11.1 ~ H48.10.31	
H28	希少鳥獣生息地	船渡	期間更新	23		23	H28.11.1 ~ H48.10.31	
H28	森林鳥獣生息地	小田山	期間更新	300		300	H28.11.1 ~ H48.10.31	
H28	森林鳥獣生息地	博士山	期間更新	2,618		2,618	H28.11.1 ~ H48.10.31	
H28	森林鳥獣生息地	黒谷	期間更新	396		396	H28.11.1 ~ H48.10.31	
H28	森林鳥獣生息地	小川櫓石	期間更新	391		391	H28.11.1 ~ H48.10.31	
計	(箇所数)	6	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	3,733	0	3,733		
			満了	0	0	0		
			小計	3,733	0	3,733		
合計	(箇所数)	51	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	32,063	59	32,122		
			満了	0	0	0		
			小計	32,063	59	32,122		

特別保護地区の指定等計画(概要)

(別表 第3表)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
			H25	H26	H27	H28	計(B)	H25	H26	H27	H28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	41	16					0					0
	面積(ha)	6,465	3,434					0					0
大規模生息地	箇所		1					0					0
	面積(ha)		6,090					0					0
集団渡来地	箇所		1					0					0
	面積(ha)		3,337					0					0
集団繁殖地	箇所		0					0					0
	面積(ha)		0					0					0
希少鳥獣生息地	箇所		0					0					0
	面積(ha)		0					0					0
生息地回廊	箇所		0					0					0
	面積(ha)		0					0					0
身近な鳥獣生息地	箇所		2					0					0
	面積(ha)		58					0					0
計	箇所		20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)		12,919	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区					本計画期間に解除又は期間満了する特別保護地区					計画期間中の増減*	期間終了時の特別保護地区**	
	H25	H26	H27	H28	計(D)	H25	H26	H27	H28	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所					0					0	0	16
	面積(ha)					0					0	0	3,434
大規模生息地	箇所					0					0	0	1
	面積(ha)					0					0	0	6,090
集団渡来地	箇所					0					0	0	1
	面積(ha)					0					0	0	3,337
集団繁殖地	箇所					0					0	0	0
	面積(ha)					0					0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所					0					0	0	0
	面積(ha)					0					0	0	0
生息地回廊	箇所					0					0	0	0
	面積(ha)					0					0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所					0					0	0	2
	面積(ha)					0					0	0	58
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,919

既指定特別保護地区の更新等計画

(別表 第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		
	指定区分	鳥獣保護区 名称	面積 (ha)	指定期間	変更 区分	指定面積 (ha)	指定期間
H25	森林鳥獣生息地	駒止湿原	517	H25.11.1 ~ H45.10.31	再指定	42	H25.11.1 ~ H45.10.31
H25	森林鳥獣生息地	田代山	487	H25.11.1 ~ H45.10.31	再指定	35	H25.11.1 ~ H45.10.31
計	(箇所数)	2	1004		再指定	77	
					小計	77	
H26	森林鳥獣生息地	原町	1621	H29.11.1 ~ H39.10.31	再指定	122	H29.11.1 ~ H39.10.31
計	(箇所数)	1	1621		再指定	122	
					小計	122	
合計	(箇所数)	3	2625		再指定	199	
					小計	199	

特定猟具使用禁止区域の指定等計画(概要) (別表 第5表)

区分		既指定特定猟具 使用禁止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止 区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用 禁止区域				
			H25	H26	H27	H28	計(B)	H25	H26	H27	H28	計(C)
銃猟に伴う危険を 予防する ための区 域	箇所	220					0					0
	面積(ha)	55,843					0					0
わな猟に 伴う危険 を予防す るための 区域	箇所	0					0					0
	面積(ha)	0					0					0

区分		本計画期間に区域減少する特定猟具使用 禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により 消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間 中の増減 *	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域 **
		H25	H26	H27	H28	計(D)	H25	H26	H27	H28	計(E)		
銃猟に伴う危険を 予防する ための区 域	箇所					0					0	0	220
	面積(ha)					0					0	0	55,843
わな猟に 伴う危険 を予防す るための 区域	箇所					0					0	0	0
	面積(ha)					0					0	0	0

\* 箇所数については (B)-(E)

\*\* 箇所数については (A)+(B)-(E)

\* 面積については (B)+(C)-(D)-(E)+(F)

\*\* 面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)+(F)

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	伊達市、福島市	伊達	211	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	桑折町	半田沼	198	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	桑折町	桑折町上郡	56	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	川俣町	川俣	25	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	郡山市	鬼生田	21	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	郡山市	根木屋	104	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	田村市	岩井沢	66	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	田村市	古道	30	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	古殿町	古殿	155	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	西郷村	一の又芝原	228	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	相馬市	大洲	240	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	南相馬市	大磯	155	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	南相馬市	雫下	90	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	南相馬市	原町	2,620	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	広野町	西の沢	13	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	檜葉町	上繁岡	7	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	檜葉町	上井出	160	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	檜葉町	天神岬スポーツ公園	31	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	檜葉町	下小埜	30	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
	富岡町	清水	118	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定
川内村	早渡	16	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
浪江町	大柿ダム	156	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
浪江町	金ヶ森	75	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
浪江町	上ノ原	204	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
いわき市	四倉大野	98	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
いわき市	矢田川	425	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
いわき市	小名浜住吉	74	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
いわき市	泉ヶ丘ニュータウン	440	H25.11.1 ~ H35.10.31	再指定	
	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		6,046		
	小計	28箇所	6,046		

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成26年度	二本松市	智恵子の杜公園	203	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	二本松市	初森東部	295	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	二本松市	阿武隈川漕艇場	88	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	伊達市	保原	298	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	郡山市	柳橋	63	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	郡山市	栃山神	27	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	郡山市	二瀬	50	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	郡山市	田母神	44	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	須賀川市	浜尾	172	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	田村市	大荷場	32	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	田村市	牧野	42	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	田村市	山根	30	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	田村市	桶ノ口	4	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	田村市	関本	27	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	鏡石町	高野池	20	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	浅川町	里白石	20	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	浅川町	山白石	19	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	小野町	浮金	63	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	小野町	上羽出庭	61	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	白河市	午房沢	171	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	西郷村	大平	208	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	喜多方市	塩川	110	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	磐梯町	清水平	1,057	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	猪苗代町	猪苗代スキ一場	356	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	猪苗代町	磐梯荘	112	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	相馬市	新沼	673	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	相馬市	大野	234	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	相馬市	山上	75	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	川内村	高田島	40	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
	新地町	武井地区	6	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定
いわき市	小名浜金成	463	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定	
いわき市	小名浜野田	169	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定	
いわき市	小名浜勿来	8,446	H26.11.1 ~ H36.10.31	再指定	
計	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		13,678		
		33箇所	13,678		



特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成27年度	二本松市	原瀬	117	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	二本松市	百目木	40	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	郡山市	大田	28	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	郡山市	伏丑	26	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	郡山市	片平	105	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	郡山市	竹柄沢	2	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	須賀川市	松塚	5	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	田村市	西向	72	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	田村市	移	19	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	白河市	白坂	285	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	西郷村	熊倉	572	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	西郷村	甲子	670	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	西白河郡中島村	滑津・松崎	700	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	西白河郡矢吹町	矢吹東部	1,750	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	棚倉町	瀬ヶ野	222	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	会津若松市	黒川	22	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	喜多方市	五分一	156	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	喜多方市	田付川	42	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	猪苗代町	中ノ沢	117	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	只見町	只見	155	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	相馬市	中村中部・飯豊	60	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	南相馬市	鹿島	173	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
	大熊町	大熊中央台	55	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定
双葉町	下条細谷	78	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定	
浪江町	中川原	104	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定	
新地町	上小川	63	H27.11.1 ~ H37.10.31	再指定	
	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		5,638		
	小計	26箇所	5,638		
平成28年度	福島市	摺上川ダム	453	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	福島市	信夫温泉	66	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	福島市	地蔵原	55	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	二本松市	岳温泉・スカイピア	421	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	二本松市	安達太良	306	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	郡山市	大槻公園	197	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	郡山市	守山	743	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
	郡山市	谷田川	68	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	須賀川市	西川	446	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	田村市	大久保	6	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	石川町	中谷	70	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	平田村	後川	140	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	会津若松市	一箕	620	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	会津若松市	高久工業団地	52	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	会津若松市	湯川	12	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	会津若松市	門田	455	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	喜多方市	喜多方	550	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	猪苗代町	押立	207	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	金山町	滝ダム湖	25	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	只見町	塩沢	93	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	南会津町	湯ノ花	99	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	大熊町	坂下ダム	30	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	大熊町、双葉町	夫沢細谷	371	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	葛尾村	葛尾	93	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	新地町	西久保	54	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	いわき市	いわきニュータウン	585	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	いわき市	深山口川	42	H28.11.1 ~ H38.10.31	再指定
	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		6,259		
	小計	27箇所	6,259		
合計	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		31,621		
	合計	114箇所	31,621		